

プレスリリース

平成17年3月14日

農林水産省生産局

平成16年度第5回食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会の
概要について

下記により食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会を開催しましたので概要を
お知らせします。

記

1 日 時：平成17年3月11日（金）10：00～11：15

2 場 所：日本郵政公社本社2階 農林水産省共用会議室A～C
(東京都千代田区霞が関1-3-2)

3 出席者

別紙1のとおり[\[PDF\]](#)（委員・臨時委員・専門委員（小委員長））

大臣官房染審議官、生産局竹原果樹花き課長、米野果実需給調整官、西嶋課長補佐（総括・企画班）等

4 配付資料：別紙2のとおり

なお、配付資料につきましては、農水省HPに掲載しており、また閲覧用として報道室に置いてあります。

5 議事概要

今回の果樹部会では、「果樹農業振興基本方針（案）」について議論を行った。

(1) 果樹農業振興基本方針（案）

事務局から資料4～6について、説明を行ったところ、委員からの主な意見は、以下のとおりであった。

※以下は、資料6の「果樹農業振興基本方針（案）」の事項で整理。

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

1 國際化の進展に対応した産地構造の改革

(1) 果樹産地構造改革計画の策定

自給率目標及び生産努力目標の達成に向け、果樹産地構造改革計画を通じ、生産供給体制の整備を進めるべきであり、そのための十分な予算確保が必要との発言に対し、事務局から計画は国や団体からの押しつけではなく、産地自らがボトムアップで取り組むものであり、それに対し国が支援したいとの回答がなされた。

2 担い手の経営改善

(2) 担い手への経営支援の推進

現行では、需給調整対策と経営安定対策が一体化しているが、経営安定対策を19年度以降見直していく中で、引き続き需給調整については、生産者団体が主体となって行う必要があるが、国の取組（支援）も必要。

果実の自給率目標が51%（22年目標）から46%（27年目標）と下降修正になっ

たのは、現状（15年度44%）を考えればやむを得ない。そこには現在の果樹農業の辛さがあると認識している。今後、果樹農家が不安を抱いていることを認識して、経営支援対策の議論が行われることを期待する。

果樹共済については、食料・農業・農村基本計画（案）において「農業災害補償制度については制度の在り方を見直す」としており、果樹共済の見直しについて十分検討すべきとの意見に対し、事務局から基本計画に記載された内容を視野に入れた、経営支援対策について17年度に検討する旨の回答がなされた。

3 国産果実の需要維持・拡大

(3) 食育と連携した取組

食育の推進に当たって、食料・農業・農村基本計画（案）と整合性を図る観点から、果実についても食育の推進の中で取り組むフードガイド（仮称）を活用すべきではないかとの意見に対し、部会長からは果実の消費拡大においても取組んでいくべき課題との回答がなされた。

第2 果実の需給の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標

平成27年目標がうんしゅうみかんで約2割の減少分をその他かんきつで約4割増加する見通しであるが、具体的な転換は果樹産地構造改革計画において、産地ごとに考えるべき事項であり、条件不利園地の廃園も含め、産地で検討していくものとの議論がなされた。

また、関連して委員から静岡ではうんしゅうみかんから茶に転換している事例が紹介され、地域の特性に応じてケースバイケースで転換が検討されるべきとの意見があった。

第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項

2 果実の加工の合理化

高品質果実製品の生産における具体的な製造技術について質問があった。

(2) 答申

「果樹農業振興基本方針（案）」（資料6）については、修正なく原案どおり了承され、豊田果樹部会長から、大臣官房査察議官に対し、食料・農業・農村政策審議会長名の答申文が読み上げられ、手渡された。

【問い合わせ先】

生産局果樹花き課企画班

担当：中 村・宮 嶋

〒100-8950

東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話 03-3502-8111（内 3622）

直通 03-3501-3081